

令和元年7月12日

会員 各位

長野県弓道連盟  
会長 外園公毅

## 中央・連合・地方審査における立射などでの受審申請について

会員各位におかれましては斯道にますますお励みのことと思います。

さて、表題のこと、平成24年9月21日付全日本弓道連盟会長通達に基づき、長野県弓道連盟では平成25年3月4日付会長通達で、「・・・立射初回受審時のみ診断書（またはその写し）を添付し、県弓連会長の承認を得ることとする。」として、運用してまいりました。

このことについて、今後は下記により取り計らいと思います。会員各位はご承知いただくとともに、支部長各位は会員にご周知いただくよう取り計らいをお願いします。

### 【審査申込における立射などでの申請の手続き】

立射などで受審する際は、申込書の受審者連絡欄（立射など）に立射などで受審したい旨を朱書きする。診断書の添付、地連会長への連絡も必要はありません。ただし、申込後から審査当日の間に、諸事情により立射などの申請をする場合のみ、県弓連会長に連絡するとともに当日受付でその旨を申告してください。

### 【変更理由、その他】

審査申込書はすべて会長が目を通し、署名・押印しているので診断書・連絡の必要性がないためです。また、立射などとしたのは、立射のみならず、右手指の怪我等で取矢がうまくできないとか、難聴で弦音が聞き取れないと書いておかないとわからない審査で不利になる事柄があるからです。また、単に立射とだけ書くのではなく、変形性膝関節症とか具体的な傷病名を付記すると審査委員に伝わりやすいと思います。

問い合わせ先

長野県弓道連盟 事務局長 湯澤秀雄